

平成23年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成23年6月28日(火曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	15番	山 本 昌 二
17番	原 田 茂	18番	村 上 健 二
19番	河 村 淳	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	布 施 文 子	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員 1名

14番 田 邊 諄 祐

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之
 議会事務局 岡 崎 基 代
 主 査

議会事務局 岩 崎 敏 行
 主 査

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管理部長	福 田 和 司
上下水道事業局長	久 保 毅	総合観光部長	倉 重 郁 二
総務部長	奥 田 源 良	総務部次長	小 田 正 幸 夫
財政課長	篠 田 洋 司	総務課長	末 岡 竜 夫
総合政策部長		総務課長	
財政課長		総合政策部長	
総合政策部長		地域情報課長	

総合政策部長
商工労働課長
教育長
消防長
美東総合支所長
代表監査委員
教育委員会次長
建設経済部長
事務局長

松野哲治
永富康文
坂田文和
藤井勝巳
三好輝廣
石田淳司
秋枝秀稔

総合政策部長
第3セクター対策室長
教育委員会
教育委員会事務局
会計管理者
秋芳総合支所長
支所長
監査委員
教育委員会
教育振興課長
市民福祉部長
地域福祉課長

河村充展
山田悦子
古屋勝美
杉本伊佐雄
西山宏史
堀洋数
佐々木彰宣

6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 2号 美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

日程第 3 議案第 3号 美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

日程第 4 議案第 4号 美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第 5 議案第 5号 美祢市税条例の一部改正について

日程第 6 議案第 6号 美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一
部改正について

日程第 7 議案第 1号 平成23年度美祢市一般会計補正予算(第5号)

日程第 8 美祢市農業委員会委員の推薦について

日程第 9 議員派遣について

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。

会議に入ります前に、このたび全国市議会議長会より表彰がありました。表彰状並びに記念品は、先刻、議長室において伝達をいたしました。被表彰者のお名前を事務局長から報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは御報告申し上げます。

全国市議会議長会表彰、議員20年以上秋山哲朗議員、議員10年以上安富法明議員。

以上、報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

市長（村田弘司君） 議長のお許しをいただきましたので、この場をお借りをいたしまして2件御報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目は、ケーブルテレビの区域外再送信の同意の状況についてであります。区域外再送信、すなわち福岡県の民間放送局の放送を、美祢市有線テレビそして山口ケーブルビジョンが再送信することについては、山口ケーブルビジョンはもとより、関係各市とも協調しまして、福岡県の各放送局と一体的な協議を重ねてまいったところであります。

しかしながら、同意を得られる見込みがないと判断をいたしまして、美祢市有線テレビと山口ケーブルテレビビジョンが、同時に足並みをそろえて、最終的な解決手段である総務大臣裁定を申請し、このたび裁定が下されたところであります。

その内容につきましては、美東地域・秋芳地域をサービスエリアといたします、山口ケーブルビジョンにつきましては、「福岡の民放各局は、それぞれの放送を山口ケーブルビジョンが再送信することに同意しなければならない」という、まことに喜ばしいものであります。

一方、美祢地域をサービスエリアといたします美祢市有線テレビについては、「申請を拒否処分とする」という大変残念なものであります。

この裁定結果に至った原因については、詳細はうかがい知れないところではありますが、この裁定文書に、ちょっとそのまま読みますと、「福岡県の民法各局との協議の一部が、一ケーブルテレビ事業者としてではなく、行政の立場で行ったもので

あり、ケーブルテレビ事業者としては、まだ協議の余地が残っており、裁定申請の要件に該当しない」という理由が付されております。

これはどういうことでしょうか。申すまでもなく、本美祢市は、合併後市の一体感の醸成の根幹をなします情報格差の是正、情報の一元化に全力を挙げて努めてまいったところでございます。その中の大きな課題であります区域外再送信の問題も、美祢市有線テレビと山口ケーブルビジョンで一体的に、また同様に取り組んでまいりましたが、このたびの総務大臣裁定は、市の一体感を醸成に大きく水を差すような結果となりまして、まことに遺憾であり、憤まんやり方ない思いでいっぱいあります。市町村合併を推進、また合併後の一体感の醸成を推進をする立場である総務大臣の裁定が、市を二分がするがごときこのような結果になろうとは、正直思いも寄らないものでございました。

しかしながら、このたびの裁定申請拒否処分という結果をもって、美祢市有線テレビが福岡の民放各局の放送を再送信できなくなるということはないと確信をしております。と申しますのは、美東、秋芳地域をサービスエリアといたします山口ケーブルビジョンに下された再送信に同意すべきという裁定結果を見れば、同一市内の美祢地域をサービスエリアとする美祢市有線テレビで、区域外再送信ができるようになる可能性はきわめて高いと、私は考えております。そのためには、このたびの総務大臣裁定の結果により、同一市内の情報格差が生じるということの解消を全面に押し出しまして、さらに福岡の民放各局と早急に協議を重ね、協議により同意を得られない場合は、本来、先ほど申し上げましたように、合併時の一体感を醸成すべき立場の総務大臣に対し、再度総務大臣裁定を申請いたします。問題の解決を図る覚悟であります。

このように、今後やるべきことを鋭意また迅速に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、市議会の皆様方、また市民の皆様方の御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、このことに関連をいたしまして、アナログ放送は御承知のように7月24日に終了いたしますが、ケーブルテレビ事業者につきましては、特例措置といたしまして、平成27年3月末までデジタル放送波をアナログ波に逆に変換して放送することが認められたところであります。

従いまして、美祢市有線テレビ及び山口ケーブルビジョンでは、現在この準備を

進めておりまして、詳細が固まりしだい、市報等によりまして、また山口ケーブルビジョンそれからMYT等によりまして、市民の皆様にお知らせをすることにしておりますので、併せて御報告をいたします。

それから、続きまして2点目についてでございます。このことにつきましては、硬度低減化装置、水道水の硬度低減化装置の早期設置に関する陳情書の提出につきまして御報告をいたしたいというふうに思います。

去る6月17日に、「美祢市水をよくする会」から、硬度低減化装置の設置を早期に実現してほしい旨の陳情書が、美東、秋芳地域の1,000名を越えます市民の方々の署名をもって、私、市長に提出をされました。これがそのつづりでございます。このような形で、各個人の方々のお名前が記されております。これほどの厚みがございます。

このことは、今回の一般質問でございました。また、複数の議員の方からの一般質問、それから市長と語る未来創造まちづくり座談会でも、私に直接質問、要望をいたされるなど、あらゆる機会に伺っているところであります。

これまで、水道水の硬度が高いことによりまして、温水器やボイラー等の修理が頻繁となって、軟水器・浄水器の設置等、多大な費用がかかるということで、日常生活に支障をきたすといった課題があるということから、水道水の硬度低減化は、美東・秋芳地域住民皆様の合併前からの長年にわたる切実なる要望であると、真摯に受けとめております。

私は、安全・安心な水、これは人間が生きていく上において一番大切なものです。ライフラインの最もたるものであるこの水道水を、皆様に等しくお届けをすることは、市長として使命であるというふうに思っております。今後、水道料金の市内統一化を図る中で、硬度低減化を前向きに進めていくことといたしておりますので、ここに改めて御報告をさせていただきます。

以上、2件の報告をさせていただきましたが、市議会並びに市民の皆様方には御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧表、

以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、岡山隆議員、有道典広議員を指名いたします。

日程第2、議案第2号から日程第7、議案第1号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） おはようございます。只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案1件につきまして、去る6月17日午前9時30分より、田邊諄祐議員を除く委員全員出席のもとで机上審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、執行部より、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,572万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億7,484万6,000円となる補正予算のうち、本委員会所管事項について説明がありました。

それでは主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、農事組合法人がこのたび導入される飼料用米収穫調整機械の今年度の利用対象面積についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、栽培面積は2.5ヘクタールでございますとの答弁がありました。

委員より、新規就農者農地確保支援事業は、どの程度の農地面積があれば該当するのかとの問いに対し、執行部より、この制度の基準には面積ということは基本的には要件に入っておりませんが、新規就農者に認定されるには、担い手適用の審査を受ける事が条件になりますので、そちらのほうの計画書により、新たに土地を借り受ける場合に対象となりますとの答弁でありました。

委員より、関連して、新規就農者農地確保支援事業に絡む農家の皆さんは現在何人おられるかとの問いに対し、執行部より、平成20年度以降で言いますと5名ですとの答弁でありました。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

本議案について意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案1件につきまして審査を修了し、その他について委員に発言を求めたところ、次のようなことがありましたので報告いたします。

委員より、総合観光部に対して、秋芳洞の黒谷出入り口正面に藤棚がありますが、その藤棚の一部が積雪等で破損したままで放置されている。観光施設の一部であり見栄えが悪いので、早急に改修されたらどうかとの指摘に対して、執行部より藤棚に関しましては、自然公園法あるいは文化財保護法の適用を受ける場所にあるので、デザイン、色等そういった規制されている法律をクリアするように、今検討しながら進めているところですよとの答弁がありましたが、さらに委員より、今の壊れたままでは見苦しいので、壊れた部分を当面除去する方法も考えてはどうかとの意見に対し、執行部より、言われるように検討してみたいとの答弁でありました。

次に、委員より、農家民宿について、新聞記事に掲載されていた鹿児島県が受入実践されている修学旅行の例を紹介され、美祢市の農業活性化あるいは観光の活性化、秋芳洞への集客方法等いろいろと議論されておられるとは思いますが、農家民宿の現状について、どのような状況であるのか把握されていればお尋ねしたい。また、今後農家民宿というこの手段についても、地域の農家にどのようにPRをされていこうと考えておられるかとの問いに対し、執行部より、現状では観光振興計画に沿い、着地型観光の一環として、農家民宿も含めグリーンツーリズムを意識した修学旅行向け商品の設定計画段階であります。また、美祢市観光協会とも連携を図り、具体策を検討させていただきたいとの答弁でありました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

以上で終わります。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） おはようございます。それでは、これから教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案2件につきまして、去る6月20日、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い、御報告を申し上げます。

机上審査を行う前に、美祢社会復帰促進センター敷地内の豊田前保育園と秋芳町のデイサービスセンターの現地視察を行いました。状況を十分調査いたしまして、議案審議にかかろうという御意見もありましたので、まず現地調査をさせていただきました。

それでは、議案に沿いまして御報告申し上げます。

まず、最初に議案第6号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、御報告を申し上げます。

執行部より、このたびの改正は、現在美祢市社会福祉協議会に業務委託し、高齢者コミュニティで運営しております秋吉児童クラブが手狭で事業に支障を来していることから、秋吉保育園と併設されております秋吉デイサービスセンターが、社会福祉法人豊徳会が経営母体の地域密着型小規模特別養護老人ホームの開設に併せまして、平成23年7月31日をもちまして廃止されることから、一部を改修いたしまして秋吉デイサービスセンター跡へ移転することとしております。

以上によりまして、秋吉児童クラブの位置を現在の秋芳町秋吉5313番地から秋芳町秋吉5320番地の1に改正するものですとの説明がありました。いわゆる、5313番地から5320番地の1にということであります。

この議案につきまして、質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について、御

報告申し上げます。

執行部より民生費の補正予算について、児童福祉総務費委託料に238万1,000円を計上するもので、これは新たに豊田前公民館の一室で実施している児童クラブの開設に伴う委託料で、児童クラブの開設につきましては、地区内から要望が出ており、市としても保護者の就労支援の立場からも児童クラブ設置に推進したところであり、いうことであります。工事請負費の81万5,000円は、厚保児童クラブと本郷児童クラブに冷房設備を整備する経費で、現在、市内9施設で児童クラブを行っておりますが、今回補正をした2施設のみが冷房施設が設備されておられません。利用者からの強い要望もあり、夏季における熱中症の予防など、児童の健康管理に努めるため整備するものですとの説明がありました。

次に、教育費・保健体育費負担金補助金及び交付金につきましては、ドリーム・ベースボールin美祢市実行委員会補助金150万円を増額補正するものです。これは本市において、昨年度から招致活動を行ってまいりました宝くじスポーツフェア、ドリーム・ベースボール名球会OBクラブがやってくる事業の開催決定通知を受け、これに係る事業経費として補正するもので、事業内容は、本年9月4日日曜日に財団法人自治総合センターの宝くじ事業として、日本プロ野球名球会及び社団法人全国野球振興会、すなわち日本プロ野球OBクラブの会員である元野球選手24名による地元チームとの親善試合、少年少女を対象の野球教室、名球会代表者によるふれあい講演会などを市民球場、市民会館において行うものであります。さらに、工事請負費では、市民球場経費として施設整備工事350万円を増額補正するものです。これは、市民球場バックネット及びバックスクリーン側に設置してありますコールランプのボール・ストライク・アウトのコールサインが変わりますので、これに伴います改修工事並びに国体野球競技開催に伴うバックスクリーンの塗装工事を行うものですとの説明がありました。

次に、歳入については、分担金及び負担金・民生費負担金・児童福祉費負担金といたしまして10万8,000円を計上しております。これは児童クラブ運営委託料238万1,000円の計上に対応する負担金部分です。民生費県補助金・児童福祉補助金として227万3,000円を計上していますが、これは歳出の児童クラブ運営委託料238万1,000円に対応する県費補助金部分でありまして、児童クラブ運営委託料から負担金を差し引いた額となっております。補助率といたしま

しては10分の10ですという説明がありました。

次に、諸収入・雑入・教育雑入17万5,000円の増額補正は、山口国体関連施設整備費助成金として、歳出の市民球場経費の施設整備工事費の2分の1の助成金ですとの説明がありました。

これに対して、委員からの質問として、ドリーム・ベースボールin美祿で美祿市に来られる選手の名前がわかれば教えていただきたいとの質問に対し、市長より、非常に市民の方も楽しみにされているだろうと思います。かつてセ・パの野球を、いわゆる球場ですね、にぎわせた国民の心を華やくものにしていただいたすばらしい方々ばかりの名球会、OB会、プロ野球の24名という方が来られます。先方がありますので、明確になかなか言えないところがありますが、できるだけ市民の方に応えられる、期待に応えられる方を招聘をしたいということで調整をしていますと、市長から説明がありました。

この議案につきましては、ほかに質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

その他として、委員より、市民会館のいすを更新を今しておられるわけですが、その進捗状況についてと、それから大嶺中学校校舎の建て替えの進捗についての問いがありました。

執行部より、現在既存のいすが934席ですが、これが726席になります。6月7日に入札が施行され、工期が6月8日から8月31日となっております。その間撤去、据えつけ、床などの張り替えを行いますとの答弁がありました。

次に、大嶺中学校の改築の進捗状況につきましては、8月の中旬に入札いたしまして、臨時市議会を招集するようになるかと思いと説明がありました。

さらに委員より、新設の豊田前保育園の2階の安全管理面として、2階非常口のドアノブのかぎの位置が子供では対応できないのではないかとの質問がありました。

執行部より、2階の非常口のドアノブのキャップについてですが、確かにドアノブにキャップがかかっており、児童が開けることは困難と思います。児童が保育士さんが目を離したすきに、一人で出てしまうようなことも考えられますので、美祿社会復帰促進センターと協議させていただければと思いますという答弁がありました。

なお、本委員会といたしましては、閉会中においても必要に応じて所管事務調査

を行いたいと思いますので、議長へ申し出ております。

以上で、壇上からの教育民生委員長報告を終わらせていただきます。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を行います。

6月10日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました市長提出議案5件について、去る6月21日委員全員出席のもと審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、当日は、午前中は所管事項でありますサインシステムにつきまして、現地の視察をしております。午後机上審査をいたしておりますが、現地視察についての御意見等は、後ほどその他の項で御報告を申し上げます。

最初に、議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部より、秋芳地域において本年3月より山口ケーブルビジョンによりサービスが開始されました。これまで加入分担金の減額措置期間を開局後6ヶ月としてきましたが、現在、平成23年6月30日までとなっています。開局後6ヶ月の加入分担金減額措置期間を確保し、市全域の情報の一元化を図ることが目的でありますとの説明がありました。

これに対し、委員より、5月31日現在、1,237件、56.3%の加入状況と聞いているが、情報の一元化と言うにはまだまだの感があるが、市民に対する周知徹底の点で、8月31日までにどのようなことを考えておられるのか。また、どの程度の加入率を見込んでおられるのかとの質疑がございました。

執行部より、市の広報、チラシ、告知放送などあらゆる方法を取り、全力を尽くします。加入率については、美東地域が86.5%、美祢地域が87.5%であり、それに近い数字を考えていますとの答弁がございました。

さらに、委員より、目標が80%半ばということですが、8月31日までに目標

に届かない場合はさらに延長されるのかとの問いに、執行部より、8月31日まで努力し、なお目標に達しない場合は改めて検討する必要があるか考えておりますとの答弁がございました。

その他の質疑につきましては省略をいたしますが、本案に対する意見等はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をされました。

次に、議案第3号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部より、本年5月に美祢市地域情報化計画を策定いたしました。本計画における美祢市秋芳地域情報通信施設、これは秋芳有線というふうに言っております。これについては、昭和32年の開局以来有線電話の普及が目的を達成していることや、山口ケーブルビジョンによるインターネットサービス機能が重複してきたこと等を考慮し、平成25年3月までに有線放送の電話とインターネットのサービスを廃止し、機能の優れた山口ケーブルビジョンへの加入を促進するため、現在、重複して加入されている市民の負担軽減策として、利用料金月額1,500円を月額1,000円とするものです。なお、平成25年3月以降も当面告知放送や緊急放送は残しますとの説明がございました。

委員より、この施設には農協の資産が相当ありますが、ケーブルテレビを活用した告知方法がほかにあるかないか、当面告知放送だけを残しながら最終的な処分をどのように考えておられるのかとの質疑がございました。

これに対し、村田市長より、美祢、美東、秋芳それぞれ三者三様の緊急・告知放送を行っているが、それぞれ設備が古くなってきている。将来的には財政面も含めて検討したいと思っておりますとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第4号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正について、執行部より、代表監査委員の報酬を月額7万9,000円から月額15万円に改正するものですとの説明がありました。

本案については、議案が本会議に上程され、提案理由の説明、質疑、委員会付託、委員会審査という一連の流れの中で、議案に対する審査や資料の請求等についてのあり方が、一部不適切ではなかったかとの意見が委員から出されました。委員会において、本案を議題とする前の議論であることを踏まえ、議案調査・資料請求等に

ついて共通理解を得るための機会を持たれるように、議長に申し込んであります。

質疑でございますが、委員より、他市との比較ができる資料があれば提出をしてほしい。本会議におきましても、萬代議員だったと思いますが、同様の資料要求があり、資料に基づいて十分な審議を尽くされるように御意見をいただいております。

執行部より、これ監査事務局ですが、資料の提出があり、説明を受けております。

委員より、美祢市は人口が少なく、予算規模も小さいが、単純に他市と比較することが適切かどうか、市民に新たな負担とならないかとの問いがございました。

執行部より、一般職員の人件費等についても、単純に人口に比例させているのではなく、監査委員の実際の拘束時間を他市と比較し、1時間当たりの単価も出していますが、決して高くはありませんとの答弁がございました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第5号美祢市税条例の一部改正について、執行部より、住宅ローン控除の適用を受ける住宅が、このたびの東日本大震災により減失等をし、住居の用に供することができなくなった場合にあっては、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等、特別税額控除の適用を受けることができるとするものとの説明がありました。

本案に対する意見・質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をされました。

次に、議案第1号であります。平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について、執行部より、顧問弁護士を2人体制にするための弁護士料、寄附によるサインシステムの設置、監査委員報酬等の増額等にかかわる補正額として歳入歳出それぞれ1,572万4,000円追加し、歳入歳出それぞれ1億7,484万6,000円とするとの説明がございました。

委員より、寄附金の200万円ですが、サインシステムの整備をするということになっております予定箇所があるのでしょうかという質問に対し、執行部より道の駅みとうに1箇所、リーディングプラザ美東の侵入路付近に1箇所考えておりますとの答弁がございました。

結果ですが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

以上で、付託議案のご報告といたしますが、その他で、先ほど申しあげましたサインシステムの現地視察についての質疑について、委員より、サインシステムの視察ということで、一般質問の中でも資料要求をしたつもりですが、当初の図案が実際の風景の中でどのような様子になるのか検証されたと思うが、どうなのか。書いてある字が直前まで読み取れない、背景とのコントラストが悪く見づらいなどの検証は、パソコン上でも可能ではないかとの問いに、執行部より、背景等について合成した検証とかはしておりませんとの答弁がありました。委員より、市民から寄せられる評判が余りよくないので、今回の視察を行うことになりました。今後の対応も含めてどうされるのかとの問いに、村田市長から、交流拠点都市として市内の周遊をスムーズに図れるように導入したサインシステムですが、背景とかの関係で見づらいという感じは私も受けました。現在完成したのは計画の一部であるので、今後については今回の意見十分に反映させ、交流拠点として恥ずかしくないものになりたいとの答弁がございました。

委員より、さらに24年度以降の財源について、国の交付金があるのかとの問いに、執行部より、21年、22年、23年もでしようが繰越財源がありましたが、以降につきましては、単独市費で対応することにしていますとの答弁がございました。

次に、高木委員から自主防災組織率についての質問がございました。

自主防災組織とは何か、組織率とはどのように算出をされるのかとの問いに対し、執行部より、組織率については、防災組織をつくっている行政区の戸数を全戸数で割った値であります。自主防災組織とは、山口県自主防災組織認定基準があり、該当すれば認定されます。また、防災訓練等への参加をされた自治区も自主防災組織に認定されますとの答弁がございました。以上でその他の項も終わりますが、以上で総務企業委員会の委員長報告を終わります。なお、本委員会は閉会中といえども所管事項についての審査を議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。岡山議員。
2番（岡山 隆君） それでは、今説明の中で、御報告の中で、議案第4号の美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして御報告があったわけでありませけれども、監査の業務に関しまして、美祢市では代表監査委員、非常勤でありますけ

れども、この辺について監査における業務の状況、そういった審議がされて報酬がどの程度で適切であるか、こういった審議があったと思います。それで、この地方自治法の中に、5款監査委員の記述が、地方自治法195条から202条までいろんな面できちっと記述されております。それで、その中で196条の中で、監査委員選任及び兼職の禁止とありまして、その中で、「識見を有する者のうちから選任される監査委員はこれを常勤とすることができる」ということが記述されております。そういうことで、今、実際非常勤である。そういうことで、ただ非常勤、今週3回から特に4回、市長の報告もありましたけれども、定期監査以外に、決算審査以外に、財政援助団体や指定管理等の監査対象を拡大しておると。そしてまた工事監査も今後やっていくという御報告もありまして、この辺の今定期監査以外に他市の状況も、ちょっと資料私ないんですけど、お聞きしたところによりますと、なかなか工事監査までの業務をなかなか監査ができていない。で、今後やっていくと。そして、実際今この平成21年、2年から財政援助団体や指定管理等のこういった監査も対象としてやっているということでありまして。そうなると、週3回から、4回ってなると、逆にもう非常勤よりも常勤なってきちっとやったほうがええじゃないかという、そういうことに関して、常勤であれば、実際宇部市とか見れば1ヶ月代表監査委員の報酬が50万から60万という、非常に、今、美祿市8万ぐらいですから、7倍、8倍、かなり要るんですけども、そういった面については、今非常勤ですけど、常勤監査にしなくてはならないという、そういった御意見等は出たんでしょうか。ちょっとその点を聞きたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） お答えをいたします。

基本的に、先ほど申し上げましたように、本会議上での質疑におきましても、萬代議員から県内の各市の状況について、資料を求めて、委員会において十分な議論いただきたいというふうな御要望がございました。

それで、監査委員設置の状況ということで、県内の市について一応資料を提出をしていただきました。このことにつきましては、議員の全員にお示しするのがよからうということで、24日でしたかね。全協議会の席でお配りをしたというふうに思うんです。これ、お持ちですか。

それで、常勤監査委員ということですが、これ見ますと、県内の常勤監査委員を

設けている市が5市、下関市と宇部、山口、防府、それから周南市、いずれも人口、財政規模ともに本市とは格段の差があるかというふうに思うわけですが、こうい
う中で、今回やはり報酬改定ということで、一応倍額ぐらいな増額を提案をされて
おるわけですから、やはりその辺の常勤ですることには値するかどうかというふうな
ことは、事務局、監査委員室においても十分協議をされたいというふうに思っ
ております。議員さんもそのような質問はございません。

以上。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員、委員長報告に対する質疑ですから、その辺をわき
まえて質問していただきたい。はい、岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、ちょっともう一点なんですけれども、今回、代表
監査委員についての報酬の件がありましたけど、あと、ほんなら議員選出の監査委
員、これについて、これも他市の状況等をしっかりと、財政規模も当然含みますけ
れども、その辺を見ていくと今回それが対象となっていないです。実際、さっきあり
ましたように、業務量というのは週に3回か4回、常勤までにはなるのでしょ
うけれども、非常に負担がかかっていくということである。その辺について、今度は
議員のほうのその辺の報酬の案件について、出たかどうか、その辺お聞きしたいと
思います。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 関心はあるんじゃないかというふうなことはわか
るんですが、結果論からいたしまして、議会選出の監査委員さんの報酬も安すぎる
から上げたらどうかというふうな意見等はありませんでした。恐らく、委員長だけ
じゃないと思うんですが、これもそうなんですが、監査委員さんも報酬です。議員
も報酬です。ですから、そういったことを踏まえて総合的な判断がそれぞれされて
いるんじゃないかなあと私は思います。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 委員長に一応お尋ねしますが、今回の1号議案につきまし
ては、あくまでも当初予算でなし、補正予算ということですから、急遽必要を生じ
てきたものであると思います。

そこで、ちょっと委員長の説明の中で、はっきり私のわからんところがあったの
は、結局総務管理費の報償費の中の顧問弁護士料、56万7,000円ですか、こ

の辺について内容をいろいろ協議をされましたのでしょうか、しておられんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） お答えをいたします。

一応本会議でも皆さんそれぞれ質疑をされておるといふふうに思うんですが、執行部のほうからも説明がございましたんで、委員会のほうでは、顧問弁護士を2人体制にするということに対する業務量とかそういったものに対して、適切かどうかというふうな議論には及びませんでした。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 一応、余り内容は審議されておられないような気がいたします。しっかり、私は、これについて、当初の提案理由で市長が説明されております。だから、この辺についての内容をやられたかと思って質問したんですが、市長は、この説明で多種多様な法律上の問題が増加のため、2人体制をしたいというようなことが提案理由で説明されたから、その内容も、余りその辺をはっきり今説明がなかったらわからんじゃったんじゃけど、審議をされちゃらんじゃあ質問は終わります。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 委員長にお尋ねをします。

審議をしてないものを全会一致で可決をするということはありません。で、先ほど、委員長が答えたように、「市長の提案説明の際に本会議場で、議員からも意見が出されたように」と、こう委員長はまず答えてるんですね。この弁護士の新たに設置する費用と、それから先ほどの監査室の監査委員の費用の増額もそうなんですが、審議のところ、一つは、これもあえて質問をしなかったんですが、美祢市は他市と比べても人口の割に、じゃあ代表監査委員の報酬が高いか安いかを見れば、人口の割に、当然美祢市の財政規模がありますので、そういう意味での多少の意見はあったんですが、ところがもう一つの角度で、美祢市は数も含めて、住民監査請求、住民が、市民が監査室にいろんな監査を求める、これは他市と比較しても決して少ないほうじゃなくて多いほうなんです。それから、多いということが既に総務企業の委員会の審査の段階で、委員が暗黙の了解で認識していることだっ

たんです。本来ならば、あえてわかっちゃったとしても、美祢市の市民からの含めた監査請求、また議会から求める監査への依頼、調査依頼、こうした案件が他市に比べても、人口の密度から比べても非常に高いという事実で、それを認識した上で、その必要性をある程度議論をして認めたと。しかし、じゃあどれほどの監査室の事務量、働く時間というより事務量が、住民監査請求との関係でどうかということについては、監査室もそうなんです、もう一つは、美祢市は裁判を3件も4件も抱えている。これはまあ旧美祢市だけじゃなくて既に解決した部分を含めて、旧秋芳町も含めて、住民訴訟、この件数も人口の割には非常に多いんです。そうした点が、これまでも総務企業委員会の中で、訴訟や住民監査請求ということは、総務企業の中で、私の場合は通算して4年在籍してますので、ある程度のメンバーが総務の企業の中で、今までの経過を認識って言うか、今まで積み重ねですね。議論の積み重ねがあった上で弁護士も含めて、今後訴訟が更にふえる可能性もあるし、それから、監査室へのいろんな市民の期待で寄せられてくると。この事務量と、とりわけ代表監査委員の果たす役割が重要だと、これを単純に美祢市が県下で一番少ない人口なのになぜ弁護士が2人もいるのか、同じ規模で、先ほど報告があったように、同じ規模で言えば下関、山口、宇部並みに代表監査委員の果たす役割が何で要るのかというのは、これは市民の側からいろんな要望が監査室に寄せられ、監査請求ということになれば、その果たす役割は、たとえ人口の規模の大きな市であろうが、小さな規模の市であろうが、そこにおられる代表監査委員なり、それから今後訴訟も含めて更にふえてくるというような声を、実際に私も美祢市が抱えている裁判も大体欠かさず傍聴に行ってますので、こうした傾向にあるということを前提に、議論、審議が、私はなされたと思っていますが、そういう意味で、ある程度の今までの議論を深めた経過があったので、あえて委員長報告で取り上げられなかったのかなと思います、委員長、その点はいかがでしょう。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 委員長の報告に対する補足説明のような質疑じゃなかったかなというふうには思うんですが、基本的には、先ほども言いましたように、本会議等で、先ほどの、ちょっと戻りますが、監査委員の職務についても、監査事務局、職員が1人ふえてます。総体的なものだろというふうに思っておりますから、一足飛びに、じゃあ議会選出の報酬がどうのこうのってことにはならないだ

ろうと思いますし、今の弁護士料ですが、弁護士料につきましても、今、南口議員のほうから言われたように、いろんな事務訴訟とか言われるようなことがふえてきているのも事実、これは皆さん恐らく御存知だとは思いますが、委員会の審議の席でそういうふうなものが出てきたわけではありませんし、基本的に、委員長の私見といたしますか、考え方をここで等々と述べるわけにはまいりません。叱られますんで。これは委員長くびになります。そういうこともありますんで、その辺のことも十分御理解をいただけたらと思っておりますんで、皆さんにもまたの本会議等の機会もあろうかというふうに思っております。十分な質疑をしていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今、建設観光委員長、教育民生委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに決しました。

この際、11時15分まで休憩をいたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時17分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

山本教育民生委員長より発言の訂正がございますので、発言を許可いたします。

教育民生委員長（山本昌二君） どうも申しわけございません。先ほどの委員長報告の中で、山口国体関連施設整備費補助金として、ちょっと数字を間違えておりました。あのときの説明では17万5,000円と説明しましたけれども、教育費雑入として175万円の増額補正でございます。ここで訂正をお願いしたいと思います。

以上です。大変申しわけございません。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、特別委員長の報告を求めます。観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君） それでは、観光交流推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年6月22日午前9時30分より第7回観光交流推進特別委員会を委員全員出席のもと開催いたしました。

今回はこの6月4日に現地視察をしましてリフレッシュパーク、大正洞商店街、秋芳洞黒谷口案内所、秋芳洞広谷商店街についての委員各位の意見を出していただき、次回委員会においてその対策を検討することとしました。

まず、リフレッシュパークについての意見です。

委員より、全体的に言えますが、秋吉台上の駐車場のそばの廃屋が大変目立つので、早く手を打たないとますます印象が悪くなるとの意見がありました。

また、委員より、以前はクラフト館でイベントをしていたがとの質問に対し、執行部より、団体や修学旅行を対象に大理石のペンダント加工をしていましたが、需要がなくなりましたので、現在では修学旅行の生徒が景清洞の冒険コースを利用された後に、服や靴が濡れたりしますので、着がえる場所として利用しています。イベント等に積極的に利用したいのですが、なかなか利用できていないのが現状ですとの答弁がありました。

次に、委員より、総合観光振興計画に基づき、指定管理の方向で検討されていると思うが、大正洞・景清洞やその周辺の観光施設をどう維持管理し、交流人口にかなげるのか。現状のままであれば維持管理に経費がかかってしまうが、指定管理にした場合の採算面をどう考えているのかとの質問に対し、執行部より、現在は、秋芳洞を積極的にPRしていますが、大正洞も景清洞も形態にそれぞれ特徴あり、良さがあります。この夏は大正洞・景清洞を中心にPRイベントを組んでいこうと考えています。リフレッシュパークの指定管理の考え方は、適正な採算ペースになかなか乗りにくい部分もありますので、指定管理の中でこういった形で経費をみるのかということについて十分に検討しますとの答弁がありました。

次に、委員より、世界ジオパーク認定を受けるに当たって、歴史的文化的に貴重

な歴史遺産を含む自然公園であるべきところなのに、そういう地域の中に廃屋があちこち見られるが、このような現状で世界ジオパーク認定が受けられるかどうか危惧していますが、認定に対して妨げになるのではとの質問に対し、執行部より、ジオパーク認定に向けて、廃屋がどういう影響を及ぼすかということについては把握していませんので、今後そのあたり影響について調査したいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、景清洞トロン温泉の裏手にあるレストランが現在休業中であるとのことでしたが、またトロン温泉の左側にある屋根が壊れた空き店舗についての現状をとの質問に対し、執行部より、レストランはNPO法人と賃貸契約を結んでおり、現在休業中という形で中止していますが、体制を整えて再開に向けて動いておられるとのことです。ただ、この施設についても、リフレッシュパーク全体を指定管理という方向で検討しています。

次に、もとの民宿の廃屋ですが、民地で民間の建物ですので、市として主だった交渉はしていませんが、先ほどのNPO法人でパン工房を運営されている方がこちらへの移転を考えておられ、地権者の方と接触をされており、前向きな検討をされていると聞いていますとの答弁がありました。

次に、大正洞商店街についての意見です。

委員より、駐車場にあるトイレ等の建物は県の施設ですかとの質問に対し、執行部より、トイレとインフォメーションの二つは県が建築したのですが、管理は市が行っていますとの答弁がありました。

次に、委員より、秋吉台サファリランドとの共通券の利用状況は。リフレッシュパーク、景清洞、大正洞と連携して、割引券や特典を与え、収益につなげていくように検討すべきではとの質問に対し、執行部より、秋吉台サファリランドとの共通件については、積極的に双方で売り出しをしており、割引という形で利用促進しています。共通券以外にも多種イベントとか業務の連携を行い、相互活用を勧めているところです。また、ほかに長門市の金子みすゞ館と下関市の海響館と秋芳洞とのトライアングルチケット共通券として、山口県西部の観光施設と連携を図って、共通チケットとして実施しています。また、ことしの秋吉台花火大会の翌日から、秋芳洞・大正洞・景清洞の3洞の共通券を優待券・割引券として積極的にPRしており、他の施設なり、広域の連携を図った上での相乗効果を狙ったイベントを積極的

にやっていますとの答弁がありました。

続いて、黒谷口案内所についての意見です。

委員より、トイレの左側の所有者はとの質問に対し、執行部より、建物も土地も美祢市ですとの答弁がありました。

次に、委員より、秋吉台にある廃屋になっているホテルの所有者と管理者は。また、その廃屋が火災とか事件に巻き込まれたときには、秋吉台のイメージが崩れてしまうが、観光地として、市として、地域を挙げて何らかの対応はできないのかとの質問に対し、執行部より、権利主体は存在するが、法的な売買とか積極的な行為ができない団体が所有している状態です。やろうとすれば、法的な手続を取り、明け渡しの請求なりといった方法論も選択としてはあると思いますが、一般的についての公が金を投入することはいかがかという論点と、景観の保全と公的な役割の競合が非常に難しいです。管理上問題があることは重々承知していますとの答弁がありました。

次に、委員より、黒谷口に廃屋となっているホテルへのリフト乗り場があり、器具等がさびていて危険であると思うがとの質問に対し、執行部より、先ほどの廃屋のホテルの同様の所有ですので、同様の形となると思います。ここは道路が隣接しており、保安上の問題等もありますので、何らかの形で市が対応できるかどうか、地元の商店街の皆様とも協議をした上で検討したいと思いますとの答弁がありました。

最後に、秋芳洞商店街についての意見です。

委員より、配付された地籍図の中で、美祢市の土地はどれですかとの質問に対し、執行部より、道路だけです。あとは皆、民地ですとの答弁がありました。

次に、委員より、空き店舗の状況はとの質問に対し、執行部より、秋芳洞入口付近に1件、バスセンターのところが3件と廃屋のホテルです。それと、更地にされたところが1箇所あります。現在、地元商店街の方と観光部と観光協会とで協議をしております。今後も定期的に意見交換をする予定となっていますので、空き店舗についても商店街の方と相談できる状況になっていますとの答弁がありました。

以上、出ました意見をまとめ、この中で特に問題点のある点について、次回より協議していく予定です。

その他の中で、ジオパークの進捗状況についての質問があり、執行部より、4月

1日に総合政策部の地域情報化内にジオパーク推進室が新たにできまして、室長以下兼務職員6名の体制でやっております。6名すべて兼務ですが、この中の2名が、主にジオパーク認定に向けて取り組んでいるという状況です。現在のところ、4月に、日本ジオパーク協会の準会員に登録を済ませており、5月に担当者が糸魚川に視察に行っており、今後の取り組みとしては、7月にかけて認定支援の委託業者の選定を予定しており、9月に市民向けの講習会、シンポジウムを予定しています。

10月以降にかけて、ジオパークの認定には地元の各種団体が加盟する協議会組織が必要になりますので、加入される下部組織の洗い出しや参加への誘導等を行って、3月に協議会組織を立ち上げる予定で取り組む計画にしておりますとの報告がありました。

最後に、第3回目の委員会で協議してまいりました、観光の年間イベント、メニュー、観光ルートガイドブックとしてまとめましたので、観光交流推進特別委員会の中間報告として議長へ提出することといたしました。

以上で、観光交流推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、活性化対策特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より、活性化対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月22日午後1時32分から3時56分まで委員会室において、委員1名の欠席並びに所管の執行部の方々の出席のもとに委員会を開催いたしました。

最初に、市街地の活性化について、執行部より昨年3月に策定しております美祿総合計画の中に今後の商工業の振興課題としまして、中心市街地活性化基本計画の策定を掲げ、具体策としまして、美祿駅周辺の市街地整備を見直し、商業などの活性化と商店街の空洞化対策、コミュニティの場づくりを展開すると計画しております。

一市二町が合併した美祢市では、旧美祢市の市街地形成だけでなく、旧美東や旧秋芳の総合支所付近にも市街地の形成を保っているため、この地区も含めまして美祢市拠点市街地活性化審議会設置条例により、今年度から審議会によりまして拠点市街地の活性化基本計画の策定について御審議をいただく予定にしております。

続きまして、今年度から新たに美祢あきない活性化応援事業を展開してまいりますが、昨年度までは美祢駅前付近から国道435までの間に区域を限定しまして、空き店舗補助を行ってまいりました。この事業では、合併後におきましては昨年12月に1件の申請があったのみでございますが、もっと皆様方に利用していただきやすいように、美東、秋芳の商業集積地区にも範囲を拡大し、補助内容も充実させた新事業の美祢あきない活性化応援事業により新店舗開設を容易に進めていただき、地域振興と商店街活性化のお手伝いをしようとする事業でございます。

次に、空き店舗等調査結果ですが、美祢市全体で営業されている店舗は489店舗でございます。一方、空き店舗並びに遊休地は171あり、この空き店舗、遊休地のうち賃貸の意思確認につきましては、「賃貸の意思がある」との回答は22件ございました。また、「不明」が86件でございますが、このうちで何割かは賃貸の可能性があると考えれば、恐らく40件弱については新たな事業展開の可能性があると考えられます。

今後、このような物件を現在、美祢市役所ホームページには空き家情報としてアップしておりますが、同じような形で空き店舗情報として公表できるよう関係者の了解を得まして進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、空き家対策にかかわる国の補助事業の概要ですが、事業の目的でその地域の一定の青写真、まちづくりの発想の後に事業が成立するというところで、国の事業としては多いときは2分の1、全体事業の2分の1補助、条件によりますが、個人財産の解体ということが生じておりまして、取組事例がないということになっております。取組事例ですが、インターネットで取り寄せた情報で、下関市、長崎市、富山県滑川市の事例では、廃屋、古い建物で一定の地域の要望があった場合に、その土地、建物を寄附していただくと。それで、それにはいろんなチェック、抵当とかいうものをすべて整理していただきまして、寄附した後に対応するというところで、下関で20、21年度で3件ございます。それには、当然一定の区域ゾーンを示されておりまして、先ほど言った条件と数々の諸条件がございます。しかしなが

ら、長崎についても件数が30件程度でございますが、いずれにしても全国的に廃屋、空き家、建物があつた上に廃屋になって、周辺環境に危険等を生じるということで、社会問題になっていることがございます。その数を全部要綱でした場合に、大変な膨大な事業量になるということで、3市につきましては、一定の地域を設定されているという状況でございますとの説明を受けました。

委員より、この問題で一番ネックになるというのが、秋芳洞の入り口の入って右側の空き店舗の件ではないかと思いますが、この国の補助金事業なんですけど、これにかかわるのでしょうかとの質問があり、執行部より、その建物につきましては、先ほどかいつまんだ説明をさせていただきましたが、その建物の土地、建物の当然所有者の同意の上という前提がございますので、先ほど国庫事業では取り組みはないということを言いましたが、現実問題は個人財産についての国費を入れる場合に、一番初めの目的、まちづくりの青写真的なものが明確にされた上での国庫事業になりますので、そういう意味では青写真とかいうものが成立した後、土地、建物の所有者の100%の同意があれば可能性があるというふうに現時点では思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、171の空き店舗並びに遊休地の賃貸の意思の確認について、情報を収集していると説明がありましたが、その結果はどうなっているかとの質問があり、執行部より、まだ今現在は、空き家の所有者等に賃貸が可能かどうかの調査をしている段階でございます。今後、賃貸を可能とされる方の了解を得ながら、ホームページ上に公表していこうということでございます。ですから、今現在ではまだ公表はしておりませんとの答弁がありました。

次に、委員より、空き家等の取得は、無償提供なんですかとの質問があり、執行部より、3地区、下関、長崎、滑川市ということで、土地建物等を寄附されてやられている事業ですということで、取組事例を説明しただけです。一応3地区では、そういうことと、それ以外に市税を完納しているとか、物件の貸借権等いろんなものがすべてないということ、また、その市でも全域ではなく、一定の区域を定められてやられております。取組事例の報告までですとの答弁がありました。

委員より、美祢地域、中でも駅前を中心に老朽化で解体され空地になっているが、まだ更地になっていないが倒壊危険家屋と思われる家屋が放置されているが、当然この放置家屋は税の滞納が相当あると思うが、どう処置されていますかとの質問が

あり、執行部より、今言われました税法上の滞納云々とかいういろんなことも、中の項目の要件の中には、市税を完納しておることとか、諸条件が入っております。それと、その事例については、商業ゾーンというのではなく、下関の事例とか聞きますと、一定の市街地区域内の特定地域ということで、ある程度景観で保全する区域とか一定の要件を定めたところで、それも木造住宅とかいうことで条件があります。今、それをすぐ美祢市の駅前のところそのままはめるというのではなく、取組事例として報告した状況でございます。

委員より、今後空き家対策にかかわる取り組みについて、税問題も考えどう検討されるのか、今ここで即答は事例説明だけなので困難と思うが、今後いろいろな問題を含め検討していくことができますかとの質問があり、執行部より、今、全国的に空き家がふえ、そのうちまた何%かは廃屋となり、周辺環境に生命の危険等いろいろあるということで、こういう先進地でも、こういう事業をされているところがあります。美祢市も、これを踏まえて、現状でも私のほうに、市道に危険性の多い建物ということで事例は聞いております。

市道の場合の具体例を言えば、市道に影響のあるものについては、崩れた後には対応はいたします。しかしながら、崩れる前から所有者の100%の同意があればよいのですが、とにかく了解を求められる状態はないということがございます。従って、とにかく所有者に同意をいただいて、地域の方には同意をいただいて、一定の危険防止をすることに努力していただきとお願いするような状態でしかございません。

今後、美祢市においても、こういう廃屋等で観光区域、商店街にも生じることがありますので、今後検討していきたいと思っておりますということで、要件・案件・条件等も整備していく必要があると、今の時点では考えておりますとの答弁がありました。

委員より、危険家屋の周囲は、小・中学生の通学路にもなっているので、持ち主の方に税金の通知書を送付するだけではなく、補強・解体していただくように何らかの行政指導が求められてくると思いますが、どうですかとの質問があり、執行部より、建築基準法の番人であります建築主事、その中で、そういう建物については、所有者にも指導勧告命令をできる措置がございます。当然過去にそういうものを行いましたものは法の番人に連絡し、未然の危険防止にもなるといったことでやった

ことは当然でございます。

今後、そういう建物について、個人資産ではありますが、その辺行政的に一定のことを、ちょうどもう数年前からそういう社会問題になっておりますが、その辺を美祢市においても、先ほどの事例ではございませんが、美祢市版をつくった計画と要綱等も必要かなと現時点では思っていますとの答弁がありました。

次に、委員より、この問題は人口減とか大型店舗等の進出で、経営が悪化し、空き家になっていくのがほとんどと思うが、この点について、どのように考えておられるかとの質問があり、執行部より、言われるとおり、相当難しい問題であります。前回皆さんにお配りしている資料は、商店街にある店舗が商売をやめて空き店舗になったり、あるいは更地にするという状況になっているわけですが、それを食い止めるために、今のその空き店舗の状況のところにかかして入っていただいて商売をしていただくこと、そういう考えでやっているものですよとの答弁がありました。

委員より、執行部が幾ら頑張っても、また2分の1の補助が出ても、そこに行ったらやれるというメリットがないと難しいのではないかと思うが、どう思われているのかとの質問があり、執行部より、確かに、空き店舗に補助を出して、意欲のある人に入っていただくと、ただそれだけでは本当の商業の円滑化とかそういうものにはつながらないという話だと思いますが、郊外型店舗のほうにお客さんが移っているということもありますので、人の流れをどうするかとか、商店以外の、例えば公共施設を近くにするとか、要素を複合的に組み合わせたまちづくりと言うか、市街地の形成について、総合的に考えてやる必要があるかと思えますけど、この空き店舗の活用も、その中の一つということで御理解いただきたいと思えますとの答弁がありました。

次に、委員より、この問題は行政が国の援助を取りながら個人的負担もしていただきながら対処される場合、補助事業のあるときにするべきと思いますが、何らかの現状での対策、方針は秋芳洞・秋吉台に限り考えておられるのかとの質問があり、執行部より、観光の商店街関係の空き店舗の補助事業につきましては、明らかに民間が存在するという前提の場合に、当然民間の負担に基づいて、空き店舗の改良なりの対策をされるというやり方が民間部分のやり方でありまして、地方公共団体のほうにつきましては、土地の譲渡を受けた場合に市が寄附を受けたり、そういった

場合に、市のほうがこういった国のメニューを使って、解体等の作業にこういった補助金に当てることは考えられると思っております。市が民間の問題になっている空き店舗につきましては、現状が、所有としては民間が持っているという状況にあります。ですから、この辺を市のほうの所有ということも含めて検討する等余地があれば、そういった手段等も考えられるのではないかというふうには考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、次回の特別委員会までに協議されて、何らかの御提案をされましかとの質問があり、執行部より、空き家バンク等でネットにも出していますし、当然人口定住の見地から、空き家の今の対策をする必要がありますので、これを持ち帰ってよく検討して、次回の委員会までに方向性なりが示されればやりたいと思います。それと、今の空き店舗、空き家については、きょうのちょうど官庁速報というのがあるんですけど、北海道では、やはり空き家バンクを行政が登録制でやっております、今回から新たに土地も含めて、空き家・空き地バンクをつくり上げたという情報をきょう見ました。やはり、建物だけでも老朽化等いろいろ問題がありますので、もしこれが本当にできれば、空き地バンク等も考えてみたいと思っておりますとの答弁がありました。

その他、質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、小規模集落について、執行部より、小規模・高齢化集落について新しい資料が配付され説明を受けました。

委員より、農業振興が一番の資源活用として今の資源を活用するといった面で、美祿市の農業を今からどうしていくんだというその指針があるとよいのではないかと思います。荒廃農地がたくさんあるのをどうしていくか、10年後の美祿市の農業がどうなっていくのか、これからだんだん衰退していくんじゃないかと、それをどのように食い止めるのかというのが今回のテーマだと思いますけど、それにどのように取り組むべきか、市としての農業の取り組みの状態と言うんですか、お尋ねしたいですとの質問があり、執行部より、今、人口減高齢化でどうするのかということを考えてときに、集落営農がやはり一番の切り口ではないかというふうに思っております。ことしから新年度予算で、わずかではありますけど、集落リーダーの育成の関係の補助金も始めました。そういうことで、集落営農を切り口にいたしまして、農業者と連携をしながら地域農業を担っていく、そういう切り口から大き

く羽ばたいていくというような一応の青写真は持っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、地理的条件が旧美東町や旧秋芳町、それから旧美祢市だから町の中で地域性が相当違いがあるだろうと思います。その中で農家をどう育てていくのか、農林業を育てていくのかというのは、地域性を見ながら専門農家が育っていくのか、専門農家の定義づけがちょっとひとつほしいですが、そういったところできちんとわけて評価し、どう対応していくのかというような基本を抑えた政策的なものがあれば、取りまとめて説明していただきたいとの質問があり、執行部よりなかなか難しい問題で即解答というのは難しいんですけど、今の農業に所得がついて回れば、担い手もきちっと残っていくとこういう状況になるんですけど、これは所得がついて回らんということです。これをどうするかということでございますけど、なかなか見えぬ状況もございまして、美祢市はことしの水稻の共済面積が3,000ヘクタール、転作が約800ヘクタールございまして、やはり土地を守っていくためには、土地利用型農業の連携が不可欠ということです。集落営農していただいて守っていただくというふうに思っております、それをその中で施設園芸とか梨とかいろんなものが入ってくると思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、19戸以下の集落の合併推進についてどのように考えておられるかの質問があり、執行部より、合併を推進すると言うか、執行部としても小規模・高齢化集落単独でその抱える農地の保全ですとか、道造りとか、高齢者の見守りというのはなかなか困難ではないかという認識を持っております。ですから、それをどうやって解決するかということになるとなかなか難しい問題なんですけど、やはり周辺の地区集落等共同しているような問題に対処することが重要になるんじゃないかと、そういう発想から今年度ふるさと応援未来創造交付金事業という市の単独事業なんですけど、この間の複数の地区が共同してその地域の課題の解決に当たろうということとしてございまして、この事業は小規模・高齢化集落の抱える課題を解決しようという思いも含まれております。ですから、そういうだんだん共同化が進んでいけば、おのずから合併という形につながるかもしれませんが、強制的に現在のところすぐ、即合併ということは考えておりませんとの答弁がありました。

委員より、水路関係等で近隣の集落が連携制をやるという意見が出れば、そのようにやっていくということの解釈でいいのかとの質問があり、執行部より、地元

が合意されれば、それはそれで大変よいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、ふるさと未来交付金事業はよい制度なので、今後小規模・高齢化集落の維持については、この事業を今年度に限らず、ずっと継続していきながら誘導と言いますか、行政から仕掛けるのではなく、足元からの仕掛けをしていくべきだと思いますとの意見がありました。

次に、委員より、小規模集落対策が前に進んでいくように、一つのモデルをつくる必要があると思うとの意見がありました。この問題については、委員の皆様にお諮りして、再度次回の議題とすることといたしました。

その他の質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、その他に移り、委員より、今年度山口国体がありますが、終了後10月22日から10月24日まで第11回全国障害者スポーツ大会が開催されますが、山口市では小さなホテルまでバリアフリーに改造し、特にトイレについては市が50%ぐらい補助していると聞いていますが、県内の他市で補助をしているところがありますかとの質問があり、執行部より、特に聞いた者はありませんが、福祉サイドのほうではあるかもしれませんが、補助の確認は取ってみないとわかりません。ただ、美祢の場合、秋吉台、洞周辺のトイレは年次的に単独等でやってますので、こういった施設か、公共的な施設なのか、民間の施設なのかは後日確認させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

その他、意見はありませんでした。

以上、活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前続き、会議を開きます。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 本件の議案第4号につきましては、議案上程後、質疑等しっかりと今まで集中審議してきております。非常に、総務企業委員会においても相当審議してきたなと思っております。そういった中で、今回監査委員設置の状況一覧表ということで、一時間当たりの代表監査委員の単価は高くないということで、非常に一覧表から見ても美祢市は1ヶ月7万9,000円ですか。他市は皆15万以上なってる状況。そして、また先ほどもちょっと申しましたけれども、他市に比べて財政の援助団体の監査とか指定管理の監査、またこれから工事監査もされるということで、週3日、4日、まあそういったところが、もう4日と言ったら、もう本当、常勤監査と同じくらいになってしまうなっちゅう思いがありますけれども、そ

こまで行政として報酬を出していくちゅうのはなかなか財政面で厳しいところがあると思います。そういった中で、今回は非常勤の代表監査として7万9,000円から15万に報酬を変更していくっていうのは、私は適切ではないか、そのように思っております。そういった意味におきましては、賛成討論、今いたしましたけれども、こういった意を汲んで、今後ともしっかりと対応していきたい、このように思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。岩本議員。

8番（岩本明央君） 賛成の立場で発言をいたします。

今回の補正を見ますと、市の持ち出しのお金が大変少なく、市の財政としては大変いいと感じております。これは、やはり職員さんが県に行ったり、あちこちから情報を得られて、俗に言う単県事業、会計検査のひっかからないような事業もたくさんあります。ぜひこのような予算補正をしていただきますようお願いをいたします。

ただ、思うに、常任委員会で説明不足って言うか、私も1、2回向かい水を出したんですが、説明不足が相当ありまして、もうちょっと詳しく説明をしてもらったら、我々委員も理解をしやすいなあというふうな、思いました。ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、美祢市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員は4人とし、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は4人とし、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

それでは、まず、学識経験者として、植山淑子さんを美祢市農業委員会委員に推薦いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、美祢市農業委員会委員に植山淑子さんを推薦することに決しました。

次に、議会代表3人を指名いたします。

地方自治法第117条の規程により、除斥に該当いたしますので、原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員の退席をお願いいたします。

〔原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員 退席〕

議長（秋山哲朗君） それでは、美祢市農業委員会委員に原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員を推薦いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、美祢市農業委員会委員に原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員を推薦することに決しました。

原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員の復席をお願いいたします。

〔原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員 復席〕

議長（秋山哲朗君） 美祢市農業委員会委員に原田茂議員、山中佳子議員、馬屋原眞一議員を推薦することに決しましたので、本席からお知らせをいたします。

日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 議長の提案と質問が、異議がないかということなので、異議があります。その異議があるという、異議の説明は許可されるんですか。

議長（秋山哲朗君） 当然、御異議がありませんかということで、異議があるということですので、どうぞ。

21番（南口彰夫君） ありがとうございます。

これは、毎年行われるんですいね、県下13市の議会の持ち回りで。ところが私もできる限り欠かさず出席させていただいておるんですが、来年解散なんです。来

年解散するのにことし研修をすると。これ議員みんなが行きゃあそれなりの、何十
万円か費用かかるんですいね、負担も含めて。その結果、じゃあこれがどう生かさ
れるんかということになると、来年議員は少なくともきょう24人いますから、来
年は5人ほどこへ来られんようになる。その人たちも含めて、新しい人も出てく
るだろう。その人たちも含めてどうにかされるかという点じゃあ、ひとつ大きな疑
問があると。

それからもう一つは、毎回議員研修を、これ議決が要るんですいね、議員の出張
に当たるんで。議決を求められるんですが、この議員研修が、さてどうであったの
か。どのような効果があったのか。市民の大切な税金を使っておきながら、その報
告が、どっか見えないところではいつも報告されて、何となくそうかなということ
はあるんですが、市民の皆さんに、行きますよという報告はするが、行って何を勉
強してどのような効果があったかというようなことが、私の過去の経験からすれば
なかったような気がするんです。

そういう意味で、二つの点で、市民の大切な税金を使うわけですから、異議がな
いかと言われるから、そういう二つの点を疑問に思って、異議を感じると、異議を
感じますということの意見とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、ちょっと待ってください。今、正確なところをち
よつとつかみますので。ただ、これの議員の研修会の報告につきましては、復命書
等がありまして、それにきちっと報告ができております。資料等は事務局に保管し
ておりますので、誰でも見れるようになっておりますし、もしも市民の方が情報公
開の中で見たいといえれば見れると思いますが、ただ、今言われたように、今広報と
いう、広報も議会だよりを出してますので、もしもその中で生かされるのであれば、
その中に記述してもいいかというふうには思っておりますけれども、また広報委員
長ともこの件につきましては相談させてもらいたいと思っております。ちょっと費
用弁償のことについて、ちょっと待ってください、調べますので。

ちょっと今調べますので、暫時休憩をしたいと思えます。

午後1時15分休憩

.....

午後1時27分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの南口議員からの質問に対して、局長のほうからちょっと答弁させますんで。局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは、南口議員から御質問がありました市議会研修会のいろんな財政面につきまして、金額的にもだいぶ高くつくんじゃないかという御質問でございましたが、平成22年の4月1日に美祢市議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例等を一部改正いたしまして、費用弁償の第3条第2項でございまして、日額2,600円を支給してたわけですが、これにつきまして現在削除されております。ということで、直接の旅費等につきましては、議員さん研修されましても、それにつきましては財政面で負担はかからないということでございます。

あと、議員さんの行かれる方法につきましては、マイクロバス等で出張されますので、特に大きな出費はないと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほかございますか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 異議が出たので、賛成の立場からちょっとものを言わせていただきます。

今年でこの研修会は12回目を迎えるわけでありまして、古くから全市的に議員の親睦という意味で、実は野球やっておりました。その時代、隣の市、あるいは岩国のほうの市議員さんたちと親睦を深め、仲良くしながら通常の議員活動についても、お互いに情報連絡とってきたわけでございますが、それもいかなものかなということで、十数年前から、みんなで今度は勉強する会にしようじゃないかということで始まったと思っております。私も当時、確か光の球場で優勝した、美祢市が優勝したというときもございましたが、以来、みんなで勉強しようと、こういうことでございます。そして、会場は輪番制、市は。今13市でやっておりますが、美祢市が引き受けたのは去年、おとし、第10回目の研修会を引き受けました。そのときに我々が勉強したのは、「分権時代に求められる市議会と我々議員像について」、それから「地方政府時代の地方議会がどうあるべきか」ということで研修したと思います。それから、去年は山口市でやりまして、まさに今我々が3月議会に基本条例をつくらせていただきましたが、去年は「議会の基本条例と議会改革をいかにすべきか」という研修をやりました。なお、二元代表制の議会改革について勉

強をいたしたわけでありまして、その成果はこの3月議会でも、この我が美祢市におきましても基本条例ができたということで、南口議員が言われるように、ちょっと私は違うんですが、有意義であったと、こういうふうに思っております。今後も研修を重ねて、先ほど徳並議員も言ってましたが、死ぬるまでだったですか、やめるまでですか、しっかりやれと、これが議員の務めじゃないかと、こうおっしゃったんですが、私もそのとおりだと思います。ということで、これにつきましては、私はちょっと南口議員とは立場は違って賛成をしたいと、こういうふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 済みません、採決してこれって意味じゃなかったんです。異議があるとおっしゃったんで、私のほうは違う立場から申し上げまして、日ごろの癖で、何か採決してこれというような、聞こえたかと思いますが、大いに我々は研修すべきだと、こういうことで意見としてかえさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

これにて平成23年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは1時50分から議員全員協議会を開催いたしますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

午後1時33分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月28日

美祢市議会議長

秋入哲嗣

会議録署名議員

岡山 隆

”

相道典宏